

2 児童福祉法関係

関係国基準	区分	内容	市町村の意見
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(障害福祉課所管分抜粋)	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の配置基準 ・設備の基準(居室等) ・設備の面積基準 ・入所した者を平等に取り扱う原則 ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用の禁止 ・食事 ・秘密保持 等 	<p>岡崎市</p> <p>①災害時には、施設は利用者(登録者)の所在を確認と報告の義務付け。</p> <p>②新設及び改装時にトイレに緊急連絡用のブザー等の設置義務。</p> <p>※入所施設は居室と風呂にも設置 ⇒非常災害に対する具体的計画の策定の義務付けで対応する。</p> <p>瀬戸市</p> <p>・指定基準上、他の事業とかなねることができる設備を具体的に示してもらいたい。</p>
	標準	—	
	参酌すべき基準	<p>上記以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・設備及び備品等 緊急時等の対応 等 	
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の員数 ・管理者 ・病室の設備 ・指導訓練室等の面積基準 ・提供拒否の禁止 ・身体拘束等の禁止 ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 等 	<p>東海市</p> <p>・医療型児童発達支援センターの部分について、福祉型に比べ、設置基準、内容があまりにもなく、医療法の基準に準拠するというのみが出されているが、肢体の児童は数は少ないが現に生活している。しっかりとした基準を検討して下さることを望む。肝心の保育室がないのはおかしいと思う。</p> <p>⇒基準上、保育室という言葉はないが、指導訓練室が実質的な保育室になると思われるため国の基準どおりに対応する。</p>
	標準	・利用定員	
	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・診療所として必要とされる設備 ・指導訓練室 ・運営規定 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・記録の整備等 	
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の員数 ・居室面積 ・提供拒否の禁止 ・従業者以外の者による指導、訓練等の禁止 ・身体拘束等の禁止 ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 等 	
	標準	—	
	参酌すべき基準	<p>上記以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の基準 ・居室の定員 緊急時等の対応 ・非常災害対策 ・定員の遵守 ・記録の整備 等 	